

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各省市からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」 の見直し	「措置 の内 容」 の見直し	各省市からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 省庁
010010	「105・1222搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和①	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準において、実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所又は各搭載型移動支援ロボットの近傍に、歩行者等に危険を及ぼすおそれが生じた場合の安全措置、異常発生時の連絡措置等をなすための保安員(搭載型移動支援ロボットに搭載していない者に限る。)を配置することとしている。	構造改革特区の特定事業105-1222の「搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和を要望するもの。	1. ロボット実験における保安員の配置 搭載者が一定の講習を受けてマナーを守って交通を限り、ヒヤリハットや事故が起こりにくいことがこれまでの実験で分かった。またより実社会での利用を想定した実験のために保安員がない中で実験を行うことが必要である。ドライブレコーダーやGPS等で状況把握・監視を行うことなどの特許に備えることとし、保安員をつけない状況で実社会での利用を想定した実験を行いたい。	C	保安員の配置については、搭載型移動支援ロボットの実験中に事故が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起を実施する等実証実験を安全に実施するため、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準に含められているところ、ドライブレコーダー等ではそうした緊急事案に対し迅速かつ的確に対応することが不可能である。 なお、当庁としては、貴市からの要望を受けて、搭載型移動支援ロボットに搭載した状態で横断歩道・自転車横断等の通行を認めるべく実証実験の検討を行っているところ、当該緩和が実施された場合、横断歩道等通行時における自動車等との交通事故等の発生が想定されるなど、実験の危険性は高まるものと思料されるところから、実証実験中、歩行者等との衝突のおそれのある箇所又は各搭載型移動支援ロボットの近傍に保安員を配置する必要性は、以前にも増して高まるものと考えられる。			C				1 0 2 6 0 0 1 0	つくば市	茨城県	警察庁	
010020	「105・1222搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和②	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準において、搭載型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造である場合には、一定の範囲でカーブを配置する、路面に表示を行うなどの方法により、実験の実施場所の境界を示すための措置をとることとしている。	構造改革特区の特定事業105-1222の「搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和を要望するもの。	1. ロボットの設置などによる実験場所の境界を示すための措置 これまでの実験によってロボットの通行に好意的な歩行者が多かった。歩行者が近づいてきたときには、ロボット搭載者が停止することで、危険を回避することができた。また実験状況を観察していても、ロボットの通行を確かめてロボットと反対側を通行するといった歩行者も特段見られることはなかった。ロボットの通行に関わらず、歩行者は通常と変わらずに通行しており、カーブや路面標示によってロボットの通行場所の境界を示すための措置は不要と考える。	A	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、「搭載型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造である場合には、実施場所の境界を示すための措置をとること。」を削除することとする。			A	IV			1 0 2 2 0 0 2 0	つくば市	茨城県	警察庁	
010030	「105・1222搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和③	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準において、搭載型移動支援ロボットの搭載者が、当該ロボットの大きさ及び構造並びに自動機体の大きさに応じた運転免許を受けている必要があることとしている。	構造改革特区の特定事業105-1222の「搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和を要望するもの。	3. 搭載者について運転免許所有の義務 パーソナルモビリティロボットは、自動車や原動機付自転車の運転免許を持っていないため自動車等を運転できません移動範囲に制約を持つ歩行者なども利用者として想定している。今後、そうした者を対象として実験を行っていくために搭載者に関して運転免許の有無を問わないようにしたい。 パーソナルモビリティロボットの開発においては、操作の容易さや安全性は最重要事項として取り組まれており、初心者でも少しの説明と練習で操作できるよう製作されている。また走行することで立てていられる自転車と異なり、制止あるいは低速で安定して走行することが可能なことから、歩行者等の近くにいる場合に歩くよりゆっくりと通過することも容易であるので、安全な運行を確保するのに高度の操縦技術や自動車・原動機付自転車の運転経験が必要としない。	C	「搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、未だその安全性が確認されていない「搭載型移動支援ロボット」の実験を行うものと承知しているところ、その安全な実施のためには、一定の道路交通法上の知識が必要であると考えられ、所要の運転免許の所持は不可欠であると考えられる。 なお、当庁としては、貴市からの要望を受けて、搭載型移動支援ロボットに搭載した状態で横断歩道・自転車横断等の通行を認めるべく実証実験の検討を行っているところ、当該緩和が実施された場合、横断歩道等通行時における自動車等との交通事故等の発生が想定されるなど、実験の危険性は高まるものと思料されるところから、搭載型移動支援ロボットを運転する上での道路交通法に関する知識の必要性は、以前にも増して高まるものと考えられる。			C			1 0 2 2 0 0 3 0	つくば市	茨城県	警察庁		
010040	「105・1222搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和④	①道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 ②国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一号の規定により適用する道路通過車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成二十三年国土交通省告示第二四九十六号)第3号 ③国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示(平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号)第3条	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準において、搭載型移動支援ロボットが道路通過車両の保安基準に適合し、又は保安基準の緩和を受け付けた灯火装置を備えていない場合は、実施期間を日出時から日没時までの時間内に限ることとしている。 ・当該ロボットについては、屋根のみ運行するものにおいては、前照灯及び後部反射鏡の基準の緩和が可能となるよう措置されている。	構造改革特区の特定事業105-1222の「搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和を要望するもの。	4. 夜間走行する場合の、保安基準を満たす前照灯の設置 現状は夜間走行実験を行うためには保安基準を満たす前照灯の設置が義務づけられている。これからの夜間の実験を行うことを検討しているが、歩道を走行する際、保安基準を満たす前照灯は眩しすぎて対向する歩行者に対して危険であると考えられる。歩道走行には自転車程度の前照灯で十分であり、その程度の照度の前照灯の設置が望ましいと考えられる。	D	現行においても、保安基準を満たす前照灯を取り付け夜間を走行することは可能である。この場合の前照灯の光量については、「安全な運行を確保できる適当な光量」と規定しているところであり、特段の緩和措置は不要と見なされる。			D				1 0 2 6 0 0 4 0	つくば市	茨城県	警察庁 国土交通省	
010050	「105・1222搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和⑤	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準において、横断歩道・自転車横断等を通行する場合は、搭載型移動支援ロボットから降車して移動することとしている。	構造改革特区の特定事業105-1222の「搭載型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和を要望するもの。	5. 横断歩道の通行不可 現状ではモビリティロボットに搭載したまま横断歩道を渡ることが認められないとされている。これからの実験において「ツアー」実験や運動実験参加者などから横断歩道は搭載したまま移動するほうがスムーズに横断できるとして安全で快適という声が多くであった。横断歩道上の自転車横断帯を横断して横断することで危険は回避できると考えられ、また利用者の利便性の観点から搭載したままの横断を認めていただきたい。	A	実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、横断歩道及び自転車横断等の通行に際し、以下の基準を全て満たす搭載型移動支援ロボットについては横断歩道を通行すること及びそれ以外の搭載型移動支援ロボットについては原則として自転車横断帯を通行し、自転車横断帯のない場合のみ横断歩道を通行することを同基準に加えることとする。 ・長さが120センチメートル、幅70センチメートル、高さが109センチメートルを超えないもの。 ・6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないもの。 ・歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないもの。			A	IV			1 0 2 6 0 0 0 0	つくば市	茨城県	警察庁	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 見直し	「措置 の内 容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 省庁
010110	パチンコ営業店における 賞品最高限度額の引上げ を認める	風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律(昭和23年法 律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律施行規則(昭 和60年国家公安委員会規則第1 号)第35条第3項	パチンコ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを賞 し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて 客に賞品を提供する営業であるところ、その営業 の形態によっては客の射率心を著しくそそおそ れがあるため、風俗法において、パチンコ営業を 営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可 を受けなければならないこととし、著しく客の射率 心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止して いるほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超 えないこと等の規制がなされている。	パチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品と して提供できる賞品の価格の最高限度額に関する 基準を3万円を超えないこととする。	現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供している ところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度 額3万円から1万円まで引き上げられた後、20年以上経過しており、今日に至るまで その妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、 現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供して いるとは言えず、上限を3万円に引上げるにより、貯玉・再プレー制度の活用と相 まって今よりも一層多品種で高価な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案 は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても、著しく射率 心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3 個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円で あるが、現在の成熟した社会にあつては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の 賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の 賞品1個を遊技客が獲得した場合)それだけでは著しく射率心をそそられるとは決して 言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により拒 絶された遊技機を設置し営業を行っているパチンコ営業店は過度な射率性を誇った健全 な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げた としても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであり ます。	C		各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 見直し	「措置 の内 容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	1 0 3 1 0 3 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁